注意事項	① 本申請手続は、会費規則第７条第４項及び第８条第１項及び第２項により、退会承認等の事由が生じた日の翌日を起算日として３か月以内に協会本部に申請書原本が届くよう協会員ご本人が申請して下さい。左の期間経過後は会費の返還申請ができません。 ② 口座名義は、協会に届けられた最新の協会員の商号と同じ名義でないとお支払いできません。 ③ 名義人の権利について、相続その他の事由により承継があった場合、権利の承継を証する資料の提出が必要になります。詳細は、協会会員部会員課にお問い合わせ下さい。 ④ なお、返還手続は、口座振込の方法のみにて行わせて戴きますので、ご了承下さい。

【協会記入欄】（受付日　平成　　年　　月　　日）

会費返還該当月	平成　　年　　月分　～　平成　　年　　月分					
返還金額	金　　円					
経理課				会員課		
振込確認	決裁者	確認者	受付担当	決裁者	確認者	受付担当

「会費規則」に関する細則
（平成23年４月１日施行）

（目的）

第１条　この細則は、会費規則（以下「規則」という。）第３条第１項及び第２項に定める会費の算定基準及びその金額並びに規則第６条第１項但書及び第９条に定める会費算出の特例について定める。

（資本金割会費）

第２条　資本金割会費は、協会員の資本金に基づき下記基準に従い月額を定める。

レンジ	資本金	会費（月額）
1	500億円以上	1,000,000円
2	100億円以上	800,000円
3	50億円以上	500,000円
4	10億円以上	300,000円
5	５億円以上	200,000円
6	１億円以上	100,000円
7	5,000万円以上	30,000円
8	2,000万円以上	10,000円
9	2,000万円未満（資本金無し含む。）	3,000円

（残高割会費）

第３条　残高割会費は協会員の貸付残高に10万分の４を乗じて12で除し、月額（100円未満切捨て）を定め、これを基準とする。ただし、貸付残高９億円以下の場合は、一律月額3000円とする。

２　貸付金残高には流動化債権を含めるものとする。

（店舗数割会費）

第４条　店舗数割会費は有人店舗会費及び無人店舗会費の合計金額とする。有人店舗会費は１店舗あたり4,000円、無人店舗会費は１店舗あたり3,000円とし、それぞれの店舗数を乗じ算出した金額の合算を月額とする。

（店舗定義）

第５条　前条で定める有人店舗及び無人店舗とは、営業所又は事務所として法令上登録してある店舗であって、有人、無人で区別するものとする。

２　前項に規定する無人店舗は、次の各号に掲げるものとする。

①　自社が設置した自動契約受付機

②　自社が設置した簡易型ローン申込機

（店舗除外）

第６条　前条で定めた店舗定義のうち、有人の営業所又は事務所の同一敷地内又は隣接地に設置された自動契約受付機、簡易型ローン申込機及び現金自動支払機（ＣＤ）、現金自動受払機（ＡＴＭ）並びに法令上「代理店」として登録してある店舗は含まないものとする。

（会費算出の特例）

第７条　規則第６条第１項但書及び第９条に定める会費算出の特例の取扱いは、次の各号に掲げるとおりとする。

①　合併した場合における資本金割会費の基準となる資本金及び店舗数割会費の基準となる店舗数は、合併後の存続会社又は新会社設立時の合併日現在の数値を基準とし、残高割会費の基準となる貸付金残高は、消滅会社と存続会社それぞれの直近の事業報告書または決算書の数値を合算した数値を基準とする。

②　事業の譲渡し及び譲受けの場合における譲渡元、譲受先の資本金割会費の基準となる資本金及び店舗数割会費の基準となる店舗数は、それぞれ事業の譲渡し及び譲受けの日現在の資本金及び店舗数の数値を基準とし、残高割会費の基準となる貸付金残高は、譲渡元、譲受先、それぞれの譲渡、譲受前における直近事業報告書又は決算書の合算と同じ数値を振り分けた数値を基準とする。

③　会社分割の場合における新会社の資本金割会費の基準となる資本金及び店舗数割会費の基準となる店舗数は、それぞれ会社分割の日現在の資本金及び店舗数の数値を基準とし、残高割会費の基準となる貸付金残高は、会社分割前の直近事業報告書または決算書の貸付金高の数値と会社分割後におけるそれぞれの直近事業報告書または決算書の数値の合算と同じ数値を基準とする。

④　新規設立により１期目の決算を迎えていない貸金業者が加入申請する場合の基準となる資本金・貸付金残高・店舗の数値は、加入申請時点の申告数値を基準とする。ただし、数値の根拠資料となる商業登記その他の資料を提出するものとする。

２　協会員について、前項第１号から第４号の事由が以下の期間に生じた場合、以下の期間区分に従い、前項第１号から第４号の算定基準（以下「新算定基準」という。）に基づき算出した会費を適用する。

⑴　３月１日～８月末日までの期間に事由が発生した場合、下期及び１期目の決算が到来する支払期までの会費について新算定基準を適用する。

⑵　９月１日～翌年２月末日までの期間に事由が発生した場合、翌年度上期及び１期目の決算が到来する支払期までの会費について新算定基準を適用する。

３　合併、事業譲渡、会社分割及び新規設立の事由により１期目の決算月を迎えた協会員は、以下の期間区分に従い、規則第４条の算定基準数値について変更申請を行ない、新たな会費に改める。但し、協会は、変更申請の提出を行わなかった協会員について、事業状況の変更に関しその事実を知り得た場合、当該事実を基礎に会費の算出をし、その額に請求を改めることができる。

⑴　３月１日～８月末日までの期間に１期目の決算月を迎えた場合、下期及び翌年度分の会費を改める。

⑵　９月１日～翌年２月末日までの期間に１期目の決算月を迎えた場合、翌年度分の会費を改める。